

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

小郡市長

公表日

平成28年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持増進に関する事務を行っている。 母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子保健法に基づく保健指導 ②新生児、乳幼児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出による母子健康手帳の交付 ⑤妊産婦の訪問指導 ⑥低体重児等の届出による未熟児の訪問指導 番号法別表第二に基づいて、母子保健に関する事務に関して、各情報保有機関と中間サーバーや情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー、行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届け出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課
②所属長	健康課長 高田 寿賀子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康課健康推進係 住所 福岡県小郡市二森1167番地1 電話0942-72-6666

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]